

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年6月20日

【事業年度】 第17期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

【会社名】 あんしん保証株式会社

【英訳名】 Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 雨坂 甲

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

【電話番号】 03-3566-0440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号

【電話番号】 03-3566-0440(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部担当 中西 光明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
営業収益 (千円)	1,781,961	2,174,182	2,323,660	2,741,968	3,182,718
経常利益 (千円)	259,775	321,872	326,386	160,850	340,045
当期純利益 (千円)	160,620	224,122	216,686	96,858	209,066
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	562,000	664,374	680,917	680,942	680,942
発行済株式総数 (株)	17,580	1,931,400	17,975,700	17,976,600	17,976,600
純資産額 (千円)	1,281,944	1,710,815	1,934,578	1,999,288	2,172,793
総資産額 (千円)	1,662,954	2,217,447	2,479,015	2,979,913	3,932,383
1株当たり純資産額 (円)	243.07	98.42	107.42	110.81	120.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	7.00 (5.00)	2.00 ()	2.00 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	30.46	13.72	12.28	5.39	11.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		13.18	12.08	5.39	
自己資本比率 (%)	77.1	77.2	77.9	66.8	55.1
自己資本利益率 (%)	13.4	15.0	11.9	4.9	10.1
株価収益率 (倍)		20.8	53.0	60.9	23.1
配当性向 (%)			29.9	37.1	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,387	78,414	242,448	384,758	348,108
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	48,079	10,271	150,624	204,816	85,335
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		188,319	3,331	264,407	664,167
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	883,704	1,140,166	750,424	425,257	655,981
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	75 〔10〕	63 〔21〕	80 〔25〕	88 〔28〕	99 〔24〕
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	()	()	229.2 (110.1)	116.8 (124.9)	96.8 (115.8)
最高株価 (円)		6,050 920	3,120 856	687	361
最低株価 (円)		1,880 810	715 592	311	185

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新株予約権の残高がありますが、第13期においては当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことより記載しておりません。また、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、平成27年11月19日に株式会社東京証券取引所マザーズに上場したため、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 第13期及び第14期の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 平成29年3月期の配当額には、記念配当5円を含んでおります。
8. 第13期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
10. 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- また、当社は平成28年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- さらに、当社は平成28年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、第15期の1株当たり配当額は当該株式分割前の1株当たり中間配当額5円と当該株式分割後の1株当たり期末配当額2円を合算した金額となっております。これは当該株式分割の影響を考慮しない場合の年間の1株当たり配当額11円に相当します。
11. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
12. 当社株式は、平成27年11月19日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。
13. 当社株式は、2017年11月19日から東京証券取引所マザーズに上場しているため、株主総利回り及び比較指数の最近5年間の推移は平成29年3月(決算年月)以降を記載しております。
14. 印は、株式分割(平成28年4月1日効力発生日、1株 3株)による権利落後の株価であります。
15. 印は、株式分割(平成28年12月1日効力発生日、1株 3株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

当社は、平成14年12月16日に東京都港区新橋において、不動産の賃貸借における家賃債務の保証業務を行うことを目的とする会社として、賃貸あんしん保証株式会社を設立いたしました。

その後、クレジットカード事業者との提携を模索する中、平成15年12月に株式会社ライフ(現ライフカード株式会社)と業務提携を行い、家賃債務の保証に加え、不動産管理会社(賃貸人を含む)へ家賃等の立替を行うサービスの提供を開始いたしました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成14年12月	東京都港区新橋に賃貸あんしん保証株式会社を設立(資本金5,000万円)。
平成15年1月	大阪支店の開設。
"	京都管理センター(現カスタマーセンター)の開設。
平成15年3月	滞納報告型商品の販売開始。
平成15年12月	株式会社ライフ(現ライフカード株式会社)と業務提携。
"	保証商品「ライフあんしんプラス」の販売開始。
平成16年5月	増資(資本金8,000万円)。
平成17年4月	増資(資本金1億1,000万円)。
平成18年5月	増資(資本金2億4,500万円)。
平成19年2月	大分支店(現福岡支店)の開設。
平成19年8月	増資(資本金4億2,725万円)。当社はアイフル株式会社の子会社となる。
平成19年9月	増資(資本金4億4,600万円)。
平成20年7月	「不動産賃借保証管理システム」の特許取得(特許第4150659号)。
平成22年6月	本社を東京都港区芝に移転。
平成24年11月	札幌支店の開設。
平成25年2月	さいたま支店の開設。
平成25年9月	増資(資本金4億8,450万円)。
平成25年10月	名古屋支店の開設。
平成25年12月	仙台支店の開設。
平成26年3月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金5億6,200万円)。
平成26年4月	岡山支店の開設。保証商品「あんしんプラス」の販売開始。
"	指定信用情報機関CICへ加盟(株式会社シー・アイ・シー運営)。
平成26年7月	新潟支店の開設。賃料のクレジットカード決済商品販売開始。
平成26年10月	本社を東京都中央区京橋に移転。
平成27年2月	千葉支店の開設。
平成27年4月	当社はアイフル株式会社をその他の関係会社とする。
平成27年7月	当社商号を賃貸あんしん保証株式会社からあんしん保証株式会社に変更。
平成27年11月	東京証券取引所マザーズに上場。増資(資本金6億3,587万円)。
平成27年12月	ストック・オプションの権利行使等による資本金の増加(資本金6億6,437万円)。
平成28年5月	株式会社アプラスと業務提携。
平成28年7月	沖縄営業所(現 沖縄支店)の開設。
"	イオンカードの家賃決済と当社の家賃保証を組み合わせたサービスの提供開始。
"	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億7,036万円)。
平成28年8月	ストック・オプション及び有償ストック・オプションの発行。
"	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億7,492万円)。
平成29年2月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億8,091万円)。
平成29年4月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金6億8,094万円)。
平成29年12月	家賃債務保証業者登録(国土交通大臣(1)第11号)。

3 【事業の内容】

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

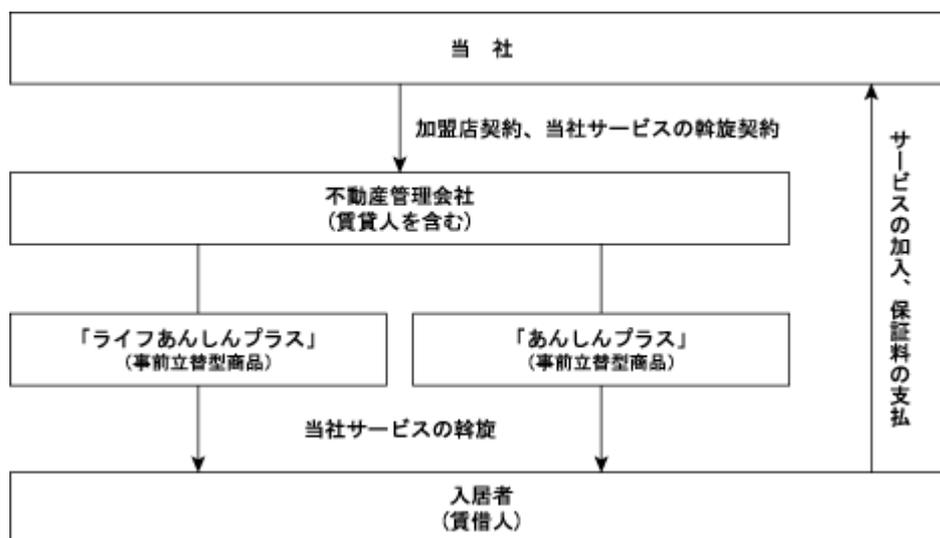
当社は、「ライフあんしんプラス」や「あんしんプラス」などの保証商品の販売を中心に事業を展開しており、身内の方を連帯保証人にすることで本来協力しあう関係にある賃借人と連帯保証人との不和の原因となり得る現状の抑制に向け、業容の拡大に取り組んでおります。これは、連帯保証人制度に代わる住環境のインフラの一端として、賃借人や連帯保証人の便益を向上させ、且つ、賃借人と賃貸人との間で起きるトラブルを抑制するセーフティネットとなることで、不動産賃貸業界の活性化の一助となることを目的としております。

当社は、入居者（賃借人）が家賃を支払う前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ全額立替払いを行う「事前立替型」保証商品を提供する家賃保証会社であります。この「事前立替型」保証商品は、家賃債務保証業界において主流である家賃の滞納が発生した場合に初めて代位弁済を行う「滞納報告型」保証商品の弱点である「不動産管理会社（賃貸人を含む）の家賃管理事務の煩雑さ」と「不動産管理会社（賃貸人を含む）に対する入居者（賃借人）の賃料滞納時の未回収リスク」を排除した、新しい形の家賃債務保証商品となります。

「事前立替型」保証商品は当社が家賃債務保証業界において先駆的に販売を開始した商品となります。そのラインナップは、クレジットカード事業者（ライフカード株式会社、1、以下略称：ライフカード）との業務提携に依る商品である「ライフあんしんプラス」および信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー、2、以下略称：CIC）への加盟により適切な与信機能を確認し、保証実行リスクを抑えた当社が立替を行う商品である「あんしんプラス」があります。なお、「事前立替型」保証商品を運用する仕組みについて、当社は平成20年7月にビジネスモデル特許（特許第4150659号）を取得しております。

- 1 ライフカード株式会社は、当社のその他の関係会社であるアイフル株式会社の連結子会社であります。
- 2 株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関であります。割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業は法律上、取引顧客への融資状況や返済状況などを報告することが義務付けられております。同様に貸付に際しても、累積された上記情報を参照し、与信を実施しております。同機関へは割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業以外にも加盟することが可能となっておりますが、加盟企業は信用力・資金力の保有・コンプライアンスの浸透等、一定の条件をクリアする必要があります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



注) 当社が提供する保証商品は主に事前立替型商品となりますが、滞納報告型商品もあります。

事前立替型商品とは入居者（賃借人）の支払より前に保証会社（当社）又はその委託を受けた者（ライフカード）が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ賃料等を前払で立替を行う商品を行います。滞納報告型商品とは賃料等の集金を不動産管理会社（賃貸人を含む）が行い、滞納があった場合に保証会社（当社）より不動産管理会社（賃貸人を含む）へ代位弁済を行う商品を行います。

(1) 「ライフあんしんプラス」(事前立替型保証商品)

入居者(賃借人)が支払うべき家賃等について、入居者(賃借人)の家賃等を支払期日より前に、クレジットカード事業者(ライフカード)が不動産管理会社(賃貸人を含む)へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。本商品はクレジットカード事業者(ライフカード)との業務提携により実現している商品であります。当社が他社に先駆けて販売したことから家賃債務保証業界全体としては類似モデルを導入している会社が少ないビジネスモデルとなります。

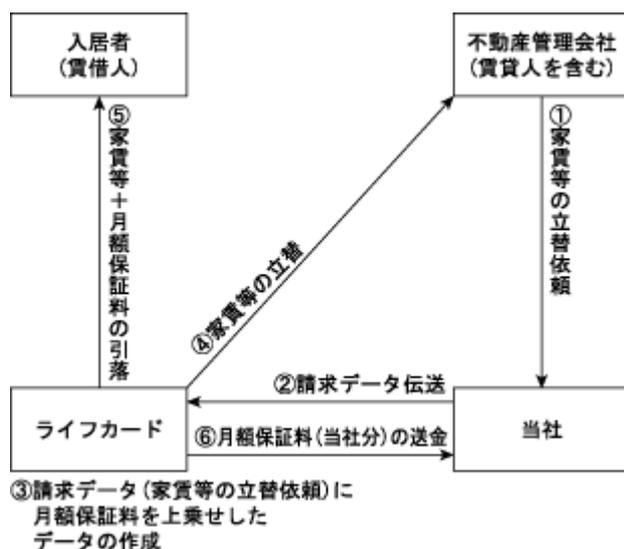
入居者(賃借人)から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

当社は、不動産管理会社(賃貸人を含む)が入居者(賃借人)の家賃等の滞納によって、自己資金の持ち出しや滞納債権を抱えるリスクを排除し、不動産管理会社(賃貸人を含む)に対して滞納家賃等債務の保証を退去時まで行うサービスの提供を実施しております。

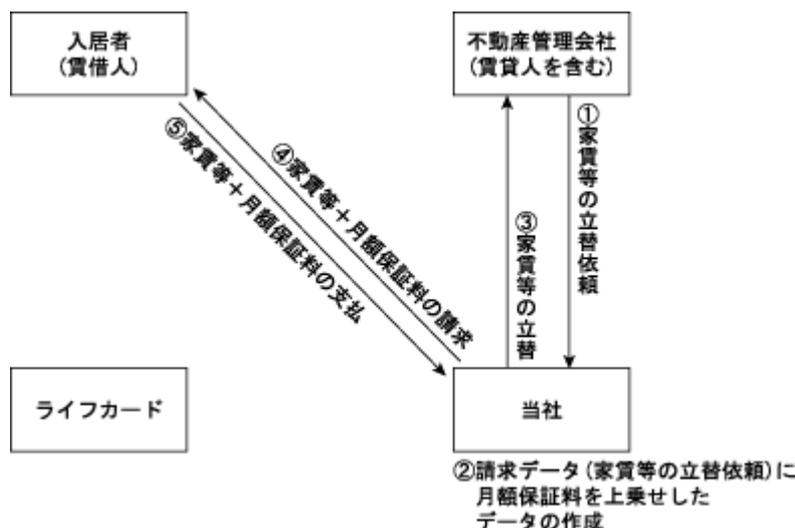
入居者(賃借人)の家賃等の未滞納者及び1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者はライフカードが家賃と月額保証料等を入居者(賃借人)の登録口座から引落を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目に当社がライフカードに対して家賃等滞納債権の代位弁済を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目以降(代位弁済実行後)の滞納者はライフカードに代わって当社が入居者(賃借人)に対して家賃と月額保証料等の請求を行います。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。

未滞納者及び滞納1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者



滞納4ヶ月目以降（ライフカードへの代位弁済実行後）の滞納者



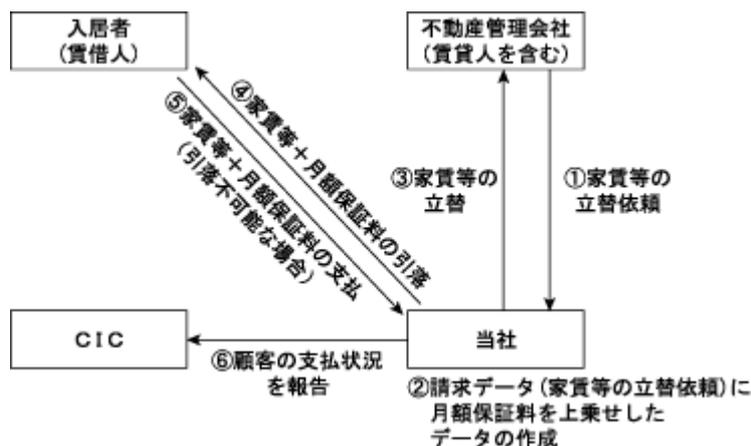
(2) 「あんしんプラス」(事前立替型保証商品)

「ライフあんしんプラス」がクレジットカード事業者による家賃等の立替を行うサービスであることに対して、「あんしんプラス」は当社が家賃等の立替を行うサービスとなります。入居者(賃借人)が支払うべき家賃等について、入居者(賃借人)の家賃等を支払期日より前に当社が不動産管理会社(賃貸人を含む)へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。

入居者(賃借人)から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

また、当社は入居者(賃借人)から家賃等の支払を受けるため、入居者(賃借人)の滞納賃料等の一部について未回収金が発生する場合があります。家賃等の未回収リスクをヘッジするためには、高い審査能力を保有している必要があります。当社は信用情報機関CICに加盟していることから申込者の支払能力を正確に把握し、当社独自の審査を行っております。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。



(3) その他商品(滞納報告型商品)

入居者(賃借人)による家賃等の滞納が発生した場合に不動産管理会社(賃貸人を含む)より、滞納の報告(代位弁済の請求)を受け、滞納家賃等の代位弁済を行うサービスであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) アイフル株式会社	京都市下京区	143,454,826	ローン事業 信用保証事 業	(被所有) 37.75 (内、間接 2.10)	役員の兼任・・・1名

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成31年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
99〔24〕	35.9	5.1	5,181

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	37〔15〕
審査部門	23〔7〕
債権管理部門	18〔1〕
全社(共通)	21〔1〕
合計	99〔24〕

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業人員であります。
 2. 従業員数欄の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. 臨時従業員にはパートタイマー及び嘱託契約の従業員を含みます。
 4. 平均勤続年数は、他社から当社への出向者を含まない正社員の年数であります。
 5. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。
 6. 平均年間給与は、他社から当社への出向者を含まない正社員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 7. 前事業年度末に比べ従業員数が11名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加してことによります。
 8. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は家賃保証事業を継続し拡大していくことが「機関保証の普及の実現」ならびに企業価値の向上につながると捉えており、目標とする経営指標を保証債務残高及び保証債務件数として、経営指標の向上に努めております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

家賃債務の保証事業を基幹ビジネスとしながら、未だ機関保証が進出していない分野へ進出することで事業の多様性と収益の分散化を図ることを中長期的な戦略としております。

(4) 会社の対処すべき課題

令和2年4月から改正民法が施行されますが、保証上限額の説明義務など連帯保証人が頼みにくくなる内容が織り込まれており、家賃債務保証会社に対する社会的ニーズの増加につながると期待されております。連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくため、当社は基幹ビジネスである家賃債務保証事業を積極的に拡大していくとともに、家賃保証に付帯する新たな保証サービスを含めたトップラインの成長を目指すべく、以下の施策に取り組んでまいります。

トップラインの向上とブランド浸透

多様化するニーズに応じた商品の提供を行っていくとともに、営業に特化できる組織体制を確立し、階層別研修やOJT研修を徹底していくことであんしんブランドを体現できる人財の育成を強化し、トップラインの向上を目指してまいります。

与信管理機能の強化

審査基準の見直し等による審査業務の高度化を図るとともに、弁護士等との連携による解決策の促進やスキルの平準化を推進し、与信管理機能の強化を目指してまいります。

あんしんブランドを体現できる人財育成

成長戦略の実現に向け、階層別の実践的な研修等を積極的に推進し、OJT教育を強化することで、あんしんブランドを体現できる人財を育成し人的資源を最大限に高める取り組みを推進いたします。

コンプライアンスの遵守

行動指針、規程等に基づくマネジメントの実行や勉強会等の実施によりコンプライアンス意識の啓蒙・向上を推進し、業務の適切性及び効率性の確保ならびに不祥事・不正防止を徹底した内部管理体制のさらなる強化を推進してまいります。

2 【事業等のリスク】

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、当社株式への投資に関するすべての事業リスクを網羅するものではありません。

(1) 不動産市況の動向について

不動産賃貸市場における賃貸不動産の件数は堅調に増加傾向を示しておりますが、今後さらに高齢化が進み、主に転居を伴う経済活動を行う10代から40代の人口の絶対数が減少するなどの情勢の変化によっては、不動産賃貸市場が低迷することも考えられ、その場合には当社の事業継続に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 資金調達及び金利の動向について

当社取扱商品の中で「ライフあんしんプラス」は営業収益の約7割を占める主力商品であります。「ライフあんしんプラス」では、ライフカード株式会社の資金を用いて家賃等の立替を行っていることから、現状は当社が独自に資金調達を行っておりません。よって、ライフカード株式会社との業務提携が何らかの事情により破棄された場合、ライフカード株式会社が負担していた自己資金部分の資金調達を当社が独自で行うあるいは別の提携先を確保する必要があります。また、「あんしんプラス」においては、当社の自己資金及び借入を用いたビジネスモデルとなっているため、今後事業規模がさらに拡大して資金を調達して事業を継続する場合、金利負担の拡大により現在の価格設定を見直すことで競争力が低下する可能性があります。また、価格を据え置いた場合、コストの値上がりによる収益の減少が懸念されます。これらの場合、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 季節変動について

当社の営業収益は保証契約時に受領する初回保証料、保証契約更新時に受領する更新保証料、毎月の家賃等の引落時に受領する月額保証料があります。このうち初回保証料と更新保証料については、転勤・入学・卒業のシーズンで不動産賃貸借契約が多く締結される2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加するため、その他の月に比べ増加する傾向にあります。当社の各四半期の営業収益の割合は累計ベースで、第1四半期が約29%、第2四半期が約50%、第3四半期が約71%となります（平成31年3月期における営業収益総額を100%としております）。当社の保証契約の申込の増加が見込まれる2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加しない場合、初回保証料や更新保証料の増加が見込めず、当社が予測する業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社は、家賃等を賃借人の支払期日より前に立替払いするビジネスモデルを提供しております。また、家賃債務の保証事業としてCICに加盟し、CICが保有する引用情報（クレジット情報）を活用したスコアリングと顧客属性を基にした定量・定性的な与信機能を設けていることから、競合他社と比べ優位性があります。今後、資本力のある銀行やクレジットカード事業者が当社と同様のビジネスモデルを構築する場合、当社と競合する可能性があります。当社としては、不動産賃貸業界の大手団体や大手フランチャイズ・チェーンなどの囲い込みを行い、先行者利得を最大限確保するように努めますが、環境の変化により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 多額の偶発債務の発生可能性について

家賃債務の保証事業は、入居者（賃借人）の家賃債務に関する連帯保証を入居者（賃借人）の委託をもとに引き受ける事業であり、入居者（賃借人）による家賃等の滞納があれば当社がクレジットカード事業者（ライフカード株式会社）や不動産管理会社（賃借人を含む）に対して代位弁済を行う必要があります。このような偶発債務が、経済環境の予想し難い激変等何らかの理由により上昇するような場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 求償債権の回収不能リスクについて

当社の家賃債務の保証事業における保証商品においては、当社が入居者（賃借人）の家賃等債務に対する連帯保証人となっております。当社又はクレジットカード事業者が不動産管理会社（賃貸人を含む）に行った家賃等の立替について入居者（賃借人）の家賃等の支払に遅延・滞納が起きた場合に、当社がクレジットカード事業者や不動産管理会社（賃貸人を含む）に代位弁済を行います。これにより、当社は保証契約に基づく求償債権又は保証委託契約に基づく求償債権を取得することになりますが、これら債権を全額回収できるとは限らず、入居者（賃借人）の滞納家賃等の一部について未回収金が発生する場合があります。

当社は、このリスクに対して適切な与信を実施することと、過去実績の分析から適切と想定される保証料金体系を設定することで、未回収リスクを最大限ヘッジしております。しかしながら、実際の貸倒損失が当社が予測する範囲を上回った場合、現時点の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、当社が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当社は追加の貸倒引当金の計上を必要とする可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 個人情報保護について

当社における家賃債務の保証事業は、多数の個人情報を扱っております。当社としては、個人情報へのアクセス権限の設定や、外部記憶媒体の利用制限等の徹底管理など、内部の情報管理体制の徹底により個人情報の保護に注力しておりますが、不測の事態により個人情報が流出した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 重要な提携先について

「ライフあんしんプラス」商品において、業務スキームの重要部分である賃料等の立替機能及び未回収金の初期回収をライフカード株式会社へ委託しております。ライフカード株式会社との契約は、平成20年12月19日より家賃保証商品の取扱にかかわる業務提携契約及び包括債務保証契約を締結しており、契約期間は満1ヵ年とし、別段の意思表示をしない場合は同一条件にて自動更新されるものとしております。双方次のいずれかに該当した場合、契約解除事由と定めております。債務不履行で相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されない場合、差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申し立て、もしくは滞納処分を受け、本契約の義務履行に重大な悪影響を及ぼす場合、手形・小切手が不渡りになった場合、支払停止、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、清算もしくは特別清算開始の申し立てがあった場合、いずれかの会社が消滅会社となる合併、解散もしくは営業の全部を第三者に譲渡した場合としております。また、「あんしんプラス」商品において、賃借人に対する与信機能をCICへ加盟することで強化しております。クレジットカード事業者や信用情報機関との提携は当社の事業を継続する上で必要不可欠な提携であり、通常想定し難い事情等により提携が解消となった場合、当社の事業継続に影響を与える可能性があります。

なお、ライフカード株式会社と当社との取引は以下のとおりです。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ライフカード(株)	横浜市青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	585,884		
						債務の保証	包括債務保証契約 (注)2	759,987		
						代位弁済	包括債務保証契約 (注)2	349,221		
						立替家賃の回収委託	立替家賃の回収	924,458	収納代行立替金	66,682
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社による債務保証（賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの）について再保証を行っております。

(9) 人材の獲得について

専門的な知識と整備された組織に基づく競争力のあるサービスを提供していくためには、優秀な人材確保及びその育成が不可欠となります。今後の長期的な組織基盤の更なる充実に向け、優秀な人材の採用及び教育を行っていく方針であります。しかしながら、当社が求める人材を十分に確保できない場合等においては、当社の事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 賃借人等との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、滞納家賃等の返済ができないにもかかわらず、対象物件の明渡意思がない若しくは金銭的な面から明渡不可能な賃借人等の対応として、月額賃料等に係る保証債務の発生に関する解決（退去）が困難な場合、これらの解決を図るため、明渡訴訟を提起することもあり、当該訴訟費用も保証範囲となります。この訴訟の件数の増加、必要となる費用の内容若しくは訴訟結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 不動産管理会社（賃貸人を含む）との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、当社が保証を受託した原契約である賃貸借契約の対象不動産の使用などを巡って、賃貸人が賃借人に対して訴訟を提起する場合があります。この場合、連帯保証人である当社も、保証範囲の債務履行請求訴訟においては、賃借人と同列の立場として被告となる可能性があることから、当該訴訟の件数、内容若しくは結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

現段階では家賃債務の保証を営む事業者に対する直接的な法規制はありませんが、今後不動産賃貸業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が新たに設けられた場合には、当社の事業に影響を与える可能性があります。

(13) システムリスクについて

当社は業務をシステム化しており、システムの安定運用に依拠して審査、保証契約等の管理、債権管理、その他各種運用及びお客様の個人情報の記録・保存・管理等を行っております。コンピューター及びネットワーク機器・回線障害または誤作動、システムプログラムの障害等により、正常な業務運営が妨げられることがないように、バックアッププランを含めた緊急時の体制を整えております。また、システム全般に適切なセキュリティー対策を講じております。

しかしながら、事故、火災、自然災害、停電、人為的ミス、ソフトウェアの不具合及び外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、当社の事業活動に支障が生じることによって、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(14) 当社代表取締役について

当社代表取締役である雨坂甲は、当社の重要な事業推進者の一人であり、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっております。

当社では今後、同氏に過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めていきたいと考えております。しかしながら、何らかの理由で同氏の業務執行が困難となった場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用環境改善が続く中、個人消費の持ち直しや設備投資の増加により、穏やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米中貿易摩擦の影響や中国経済の成長鈍化等によって、世界経済の減速懸念が強まり、先行き不透明な状況が続いております。

賃貸住宅市場におきましては、平成30年度の新設住宅着工戸数が前年度比で0.7%の増加となる中、貸家着工件数は前年度比4.9%の減少となり、2年連続の減少となりました。（国土交通省：建築着工統計調査報告 平成30年度計）このような事業環境のもと、当社は重点施策として「トップライン成長率の向上に向けた成長戦略の再構築」をかけた。ブランド戦略の一環として企業ロゴマークの刷新による認知度向上を図り、生活インフラの提供企業との提携による新たな加盟店開拓チャネルの拡充、市場動向やニーズを踏まえた保証商品の導入に取り組んでまいりました。また、新基幹系システムのリリースによる業務生産性の向上を推進してまいりました。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

(a) 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ952,470千円増加の3,932,383千円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ778,965千円増加し、1,759,590千円となりました。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ173,505千円増加し、2,172,793千円となりました。

(b) 経営成績

当事業年度の経営成績は、営業収益3,182,718千円（前年同期比16.1%増）と、増収となりました。また、利益につきましては、営業利益274,946千円（前年同期比206.1%増）、経常利益340,045千円（前年同期比111.4%増）、当期純利益209,066千円（前年同期比115.8%増）となりました。

当社の事業セグメントは、家賃債務保証事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、655,981千円と前事業年度末と比べ230,724千円(54.3%)の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、減少した資金は348,108千円(前事業年度は384,758千円の支出)であります。この主な増加要因は税引前当期純利益324,336千円、減価償却費74,699千円、貸倒引当金の増加42,621千円、保証履行引当金の増加39,860千円及び営業未収入金の減少31,033千円等であり、主な減少要因は求償債権の増加43,421千円、収納代行立替金の増加729,095千円及び法人税等の支払額93,234千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は85,335千円（前事業年度は204,816千円の支出）となりました。主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出50,456千円、敷金及び保証金の差入による支出34,964千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、増加した資金は664,167千円（前事業年度は264,407千円の収入）となりました。主な増加要因は短期借入金による純収入700,000千円であり、主な減少要因は配当金の支払額による支出35,832千円であります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績及び受注実績

当社の事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績及び受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(b) 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
家賃債務保証事業	3,182,718	16.1

- (注) 1. 当社は、家賃債務保証事業の単一セグメントであります。
2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ライフカード株式会社	578,718	21.1	585,884	18.4

3. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度(以下「前期」という)末比929,582千円(37.5%)増加の3,408,528千円となりました。これは、現金及び預金の増加230,724千円や自社保証の拡大等により収納代行立替金が729,095千円増加したこと等によります。

固定資産は、前期末比22,887千円(4.6%)増加の523,855千円となりました。これは、ソフトウェア仮勘定が249,395千円減少したことに伴い、ソフトウェアが217,828千円増加したこと及び繰延税金資産が28,285千円増加したこと等によるものです。

(負債)

流動負債・固定負債の合計は、前期末比778,965千円(79.4%)増加の1,759,590千円となりました。これは、未払法人税等が56,807千円増加したこと及び短期借入金700,000千円増加したこと等によります。

(純資産)

純資産合計は、前期末比173,505千円(8.7%)増加の2,172,793千円となりました。これは、当期純利益209,066千円計上したこと及び剰余金の配当35,953千円等によります。

(b)経営成績の分析

(営業収益)

当事業年度における営業収益は商品の多様化や加盟店営業の推進など、積極的な営業活動により保証債務残高及び新規保証実行件数が順調に増加した結果、3,182,718千円(前期比16.1%増)となりました。

(営業利益)

当事業年度における営業費用は、2,907,771千円(前期比9.6%増)となりました。これは営業活動により加盟店へ支払う集金代行手数料が増加したため支払手数料が170,688千円増加(前期比19.8%増)となったほか、貸倒引当金の増加が前期増加分を下回ったため貸倒引当金繰入額が46,096千円減少(前期比12.1%減)、ソフトウェア等の減価償却費が46,872千円増加(前期比168.4%増)したこと等によります。その結果、営業利益は274,946千円(前期比206.1%増)となりました。

(経常利益)

当事業年度における営業外収益は、遅延損害金収入が16,319千円減少(前期比26.7%減)し、その他、受取保険金8,275千円(前期の発生はありません)が発生したこと等により70,087千円(前期比2.4%減)となりました。営業外費用は、当期に支払利息が4,265千円増加したこと等により4,988千円(前期比541.1%増)となりました。その結果、経常利益は340,045千円(前期比111.4%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度における税引前当期純利益は324,336千円(前期比101.6%増)となり、法人税、住民税及び事業税143,506千円(前期比43.2%増)を計上し、法人税等調整額 28,236千円(前期比22.0%減)を計上した結果、当期純利益は209,066千円(115.8%増)となりました。

(c)キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社の短期運転資金は、自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としております。また、無形固定資産の取得は主に基幹システムの開発にともなうものであり、財源としては株式公開時の増資による資金をあてておりません。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

営業収益は、対前期比16.1%増を達成し、期初計画対比99.9%(0.1%減少)とほぼ計画通りとなりました。

営業費用は、基幹システム稼働による業務効率化が想定以上に進んだことから、必要人員数が想定人員数を下回り、時間外労働時間も抑制されるなど生産性向上が進み、営業費用の増加は限定的で、営業利益、経常利益及び当期純利益は計画を上回りました。

保証債務残高(月額)及び保証債務件数につきましては、対前期末と比して堅調に推移しました。

指標	平成31年3月期 (期初計画)	平成31年3月期 (実績)	平成31年3月期 (期初計画対比)
営業収益	3,185百万円	3,182百万円	99.9%
営業利益	240百万円	274百万円	114.6%
経常利益	276百万円	340百万円	123.2%
当期純利益	172百万円	209百万円	121.6%

指標	平成30年3月期 (実績)	平成31年3月期 (実績)	平成31年3月期 (前期実績比)
保証債務残高(月額)	11,469百万円	12,829百万円	111.9%
保証債務件数	217千件	245千件	112.9%

4 【経営上の重要な契約等】

その他の経営上の重要な契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
ライフカード株式会社 (注) 1	日本	家賃保証商品	平成20年 12月19日	1年ごとの自動更新	家賃保証商品の取扱いに関わる業務提携契約及び包括債務保証契約。
株式会社シー・アイ・シー(注) 2	日本		平成26年 4月21日	1年ごとの自動更新	C I C 加盟に関する契約。
株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク	日本		平成23年 10月1日	1年ごとの自動更新	営業協力活動の提供。

(注) 1. ライフカード株式会社とは主に家賃保証商品を提供するための業務提携契約と賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対する再保証を行う包括債務保証契約を締結しております。
 2. 加盟金及び利用料金を支払っております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資額は51,067千円であり、その主なものは、管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用及び基幹システムの構築費用であります。

- ・ソフトウェア : 11,799千円
- ・ソフトウェア仮勘定 : 39,268千円

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成31年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	1,599	267,000	40,029	308,630	45
カスタマーセンター・ 債権管理課 (大阪市北区)	営業事務・ 債権管理等	1,441		1,086	2,528	22
東京支店 (東京都中央区) 他10ヶ所	営業店業務等	578		235	814	32

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等を含んでおります。
 3. その他のうち工具、器具及び備品は5,355千円、ソフトウェア仮勘定は35,856千円であります。
 4. 本社事務所は賃借しており、年間賃借料は19,885千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,288,000
計	63,288,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成31年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和元年6月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,976,600	17,976,600	東京証券取引所 (マザーズ市場)	単元株式数は100株であります。
計	17,976,600	17,976,600		

(注) 提出日現在の発行数には、令和元年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

新株予約権

平成28年8月9日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストック・オプション）は、次のとおりであります。

なお、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。本新株予約権は、平成31年3月期の新株予約権の行使の条件を満たさなかったことから、提出日現在において失効しております。

平成28年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役5名、当社従業員46名)	
	事業年度末現在 (平成31年3月31日)
新株予約権の数(個)	112(注)1.2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 33,600(注)1.2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	466(注)2.3
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日～ 平成33年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)5

当事業年度末日（平成31年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在まで、内容の変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、466円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、平成31年3月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益が下記(a)に掲げる条件を満たしている場合、各新

株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成31年3月期における経常利益が600百万円を超過した場合

行使可能割合:50%

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

平成28年8月9日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

なお、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

平成28年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社従業員64名)	
事業年度末現在 (平成31年3月31日)	
新株予約権の数(個)	155(注)1.2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,500(注)1.2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	466(注)2.3
新株予約権の行使期間	平成30年8月10日～ 平成38年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。 (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 (5) その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度末日(平成31年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在まで、内容の変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、466円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調

整を行うことができるものとする。

4. 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年6月19日 (注1)	1,740,420	1,758,000		562,000		317,000
平成27年11月19日 (注2)	110,000	1,868,000	73,876	635,876	73,876	390,876
平成27年12月24日 (注3)	30,000	1,898,000	20,148	656,024	20,148	411,024
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注4)	33,400	1,931,400	8,350	664,374	8,350	419,374
平成28年4月1日 (注5)	3,862,800	5,794,200		664,374		419,374
平成28年12月1日 (注6)	11,588,400	17,382,600		674,920		429,920
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 (注7)	593,100	17,975,700	16,543	680,917	16,543	435,917
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日 (注7)	900	17,976,600	25	680,942	25	435,942

(注) 1. 平成27年6月19日付で、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

2. 有償一般増資(ブックビルディング方式)

発行価格 1,460円

引受価額 1,343.20円

資本組入額 671.60円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,343.20円

資本組入額 671.60円

割当先 (株)SBI証券

4. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

5. 平成28年4月1日付をもって1株を3株に分割し、これに伴い発行済株式総数が3,862,800株増加しております。

6. 平成28年12月1日付をもって1株を3株に分割し、これに伴い発行済株式総数が11,588,400株増加しております。

7. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成31年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		3	20	28	20	12	3,947	4,030	
所有株式数 (単元)		1,440	6,033	73,640	5,173	51	93,409	179,746	2,000
所有株式数 の割合(%)		0.8	3.4	41.0	2.9	0.0	51.9	100.0	

(6) 【大株主の状況】

平成31年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
アイフル株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381 - 1	6,408,000	35.65
雨坂 甲	大阪府大阪市中央区	1,995,300	11.10
小川 秀男	東京都町田市	551,400	3.07
高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	463,500	2.58
AGキャピタル株式会社	東京都港区芝二丁目31番19号	378,000	2.10
政岡土地株式会社	大阪府大阪市此花区梅香 3 丁目27-11	308,700	1.72
石井 恒男	東京都大田区	260,000	1.45
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (常任代理人 東京都港区六本木6丁目10番 1号)	214,900	1.20
塚本 大輔	静岡県袋井市	208,200	1.16
谷村 豊	大阪府阪南市	207,600	1.15
計		10,995,600	61.17

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成31年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,974,600	179,746	
単元未満株式	普通株式 2,000		
発行済株式総数	17,976,600		
総株主の議決権		179,746	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主還元や株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は中間配当をできる旨を定款に定めております。

株主の皆様への利益還元の更なる充実及び株主層の拡大を図るため、10%以上の配当性向を目標として配当を継続していく方針としております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
令和元年6月19日 定時株主総会決議	35,953	2

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1．基本的な考え方

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念に基づき、お客様はもちろん株主や投資家の皆様など全てのステークホルダーとの信頼関係を築くために経営上の組織体制等を整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2．コーポレート・ガバナンスの体制

企業統治の体制

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成27年6月18日開催の第13期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、内部監査部門であるコンプライアンス部を設置しております。そして監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役を登用しております。このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております（うち5名以内を監査等委員である取締役とする旨を定款に定めております）。

イ．取締役会及び取締役

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（代表取締役社長 雨坂 甲、常務取締役 海原 範隆、取締役 中西 光明、取締役 関原 昌浩、取締役 佐藤 正之）及び監査等委員である取締役3名（取締役 伊藤 孝二、取締役 下條 尚、取締役 村上 寛）の合計8名(本書提出日現在)で構成され、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．経営会議

全ての取締役で構成され、取締役会に付議する予定の事項のほか取締役会で決議された方針に基づく課題及び戦略等について情報連携並びに相互牽制を図り、意思決定・業務執行に齟齬が生じないように努めております。

ハ．リスク管理委員会

取締役会の直属機関として、リスク管理委員会を設置しております。全取締役に構成され、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスク把握を行うとともにリスク管理体制の不断の見直し・取締役会への報告等を行っております。原則として半期毎の開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。

ニ．監査等委員会及び監査等委員である取締役

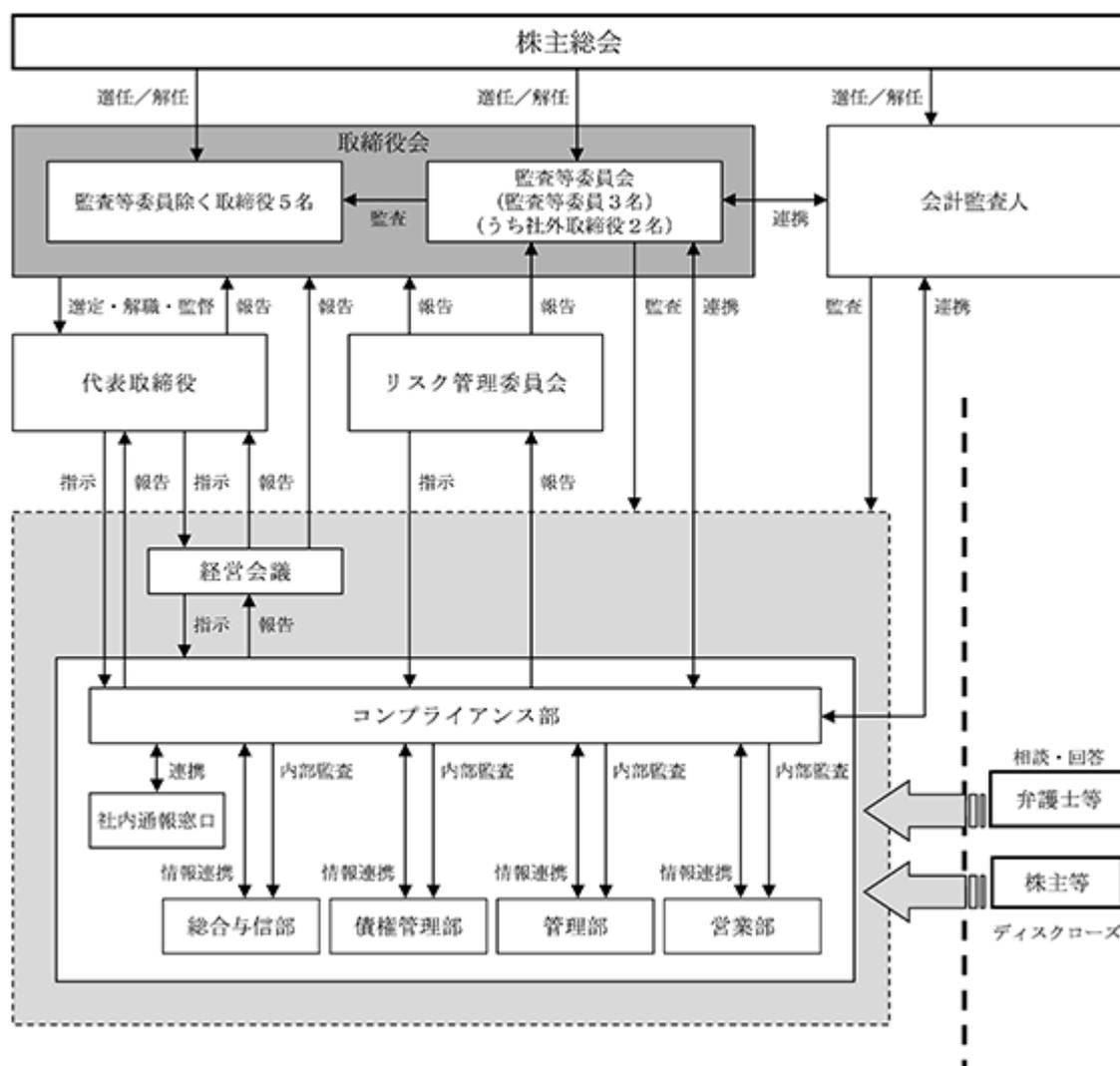
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名（内、社外取締役監査等委員2名）の3名で構成されています。また、常勤監査等委員である伊藤 孝二氏を議長と定めております。

取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査部門及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

ホ．会計監査人

当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

当社における業務執行、経営監視、内部統制及びリスク管理体制の整備の状況(本書提出日現在)は次の図のとおりであります。



内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的としています。

上記の理念・目的の確かな達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

イ. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。

- ・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。

- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。

- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

- ・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。

ホ．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。

- ・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

ヘ．取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が適切に対応できる体制を整える。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。

- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告した場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。

ト．監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査等委員の求めに応じて適切に処理するものとする。

チ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を

行う体制を整える。

- ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・ 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

提出日現在、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

八．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 名（役員のうち女性の比率 %）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	雨 坂 甲	昭和33年12月19日	昭和54年4月 昭和59年5月 平成14年12月 平成17年12月 平成26年7月 平成30年5月	金澤英株式会社入社 システムクリエイト株式会社代表 取締役 当社取締役 当社代表取締役社長 システムクリエイト株式会社代表 取締役辞任 当社代表取締役社長 営業部管掌 コンプライアンス部担当（現）	(注) 2	1,995,300
常務取締役 総合与信部担当	海 原 範 隆	昭和36年6月6日	昭和60年4月 平成10年6月 平成17年9月 平成19年3月 平成21年4月 平成23年12月 平成29年4月 平成29年6月 平成30年5月	株式会社日本債券信用銀行 (現 株式会社あおぞら銀行) 入行 株式会社日本債券信用銀行(現 株 株式会社あおぞら銀行) 公共法人部 業務課長 株式会社あおぞら銀行マーケティ ング本部シニアマーケティングオ フィサー 同行経営戦略部 同行横浜支店長 同行危機管理室長兼経営企画部担 当部長 当社顧問 当社常務取締役営業部担当 当社常務取締役管理部管掌総合与 信部担当（現）	(注) 2	5,000
取締役 管理部担当	中 西 光 明	昭和30年11月3日	昭和54年4月 昭和62年12月 平成9年5月 平成17年6月 平成20年6月 平成24年6月 平成26年6月	住友生命保険相互会社入社 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社) 入社 同社名古屋公開引受部長 ニュー・フロンティア・パート ナーズ株式会社（現AGキャピタル 株式会社）入社 投資部長 同社執行役員 当社管理本部長 当社取締役管理部担当（現）	(注) 2	5,000
取締役 債権管理部担当	関 原 昌 浩	昭和38年8月12日	昭和58年10月 平成6年4月 平成21年9月 平成24年7月 平成29年7月 平成31年4月 令和元年6月	アイフル株式会社入社 同社東日本3課長 同社管理本部支配人 同社内部監査部長 同社管理推進部長 当社顧問 当社取締役債権管理部担当（現）	(注) 2	
取締役 (非常勤)	佐 藤 正 之	昭和32年9月9日	昭和57年8月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成26年6月	アイフル株式会社入社 同社取締役常務執行役員 当社取締役（現） アイフル株式会社取締役専務執行 役員 ライフカード株式会社取締役執行 役員（現） アイフル株式会社代表取締役専務 執行役員（現）	(注) 2	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	伊藤 孝二	昭和35年11月27日	昭和57年10月 平成5年5月 平成13年10月 平成21年6月 平成30年4月 アイフル株式会社入社 同社東京管理センター係長 同社東京中央支社営業第1課課長 同社支配人 当社社外取締役(監査等委員) (現)	(注)3	
取締役(監査等委員)	下條 尚	昭和40年12月6日	昭和63年4月 平成22年1月 平成23年7月 平成28年4月 平成29年4月 平成31年4月 令和元年6月 株式会社ライフ(現アイフル株式 会社)入社 同社営業第二部長 ライフカード株式会社 営業第二 部長 同社執行役員 経営企画部・経理 部・財務部担当 兼 経営企画部 長 同社執行役員 経営企画部・財務 部担当 兼 経営企画部長(現) すみしんライフカード株式会社 営業本部長(現) ライフギャランティー株式会社 取締役(現) 当社取締役(監査等委員)(現)	(注)3	
取締役(監査等委員)	村上 寛	昭和44年10月11日	平成4年4月 平成8年10月 平成14年8月 平成15年8月 平成27年6月 東レ株式会社入社 阿部・井窪・片山法律事務所入所 第一東京弁護士会所属 Pillsbury Winthrop(New York) (現Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP ビルズベリーウィ ンスロップショウピットマン総合 法律事務所) 弁護士法人大江橋法律事務所東京 事務所(現) 当社社外取締役(監査等委員) (現)	(注)3	
計					2,005,300

(注) 1. 伊藤 孝二氏、村上 寛氏は、社外取締役であります。

2. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、令和元年6月19日の定時株主総会より、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役 伊藤孝二氏の任期は、平成30年6月20日の定時株主総会より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
監査等委員である取締役 下條 尚氏及び村上 寛氏の任期は、令和元年6月19日の定時株主総会より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
4. 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 伊藤 孝二氏 委員 下條 尚氏 委員 村上 寛氏
5. 監査等委員のうち、伊藤 孝二氏は、常勤監査等委員であります。

6. 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
伊 賀 幸 一	昭和52年11月13日	平成14年4月 アイフル株式会社入社 同社監査役室課長補佐 平成23年7月 エルシステムサービス株式会社 (現ライフギャランティー株式 会社) 監査役(現) 平成27年6月 アイフル株式会社 監査等委員 会室課長補佐(現) ビジネクスト株式会社 監査役 (現) アストライ債権回収株式会社 監 査役(現) 平成30年4月 アストライパートナーズ株式会 社 監査役(現) AGキャピタル株式会社 監査役 (現)	

監査等委員である社外取締役

当社は社外取締役として、伊藤孝二氏及び村上寛氏の2名を選任しており、当社の意思決定に対して、幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見を受けております。

監査等委員である社外取締役の伊藤孝二氏は、他社での長年の管理職経験に加え支配人として長年勤めた経験があり、業務管理に精通しております。

監査等委員である社外取締役の村上寛氏は、弁護士として企業法務に精通していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準(上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2)を参考にして独立性の高い社外取締役を選任することとしており、監査等委員である社外取締役の村上寛氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

当社の監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員、コンプライアンス部および会計監査人が定期的に行っている三様監査の内容を監査等委員会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制並びに内部監査との相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査

イ．内部監査

当社の業務上の不正、誤謬の未然防止、経営効率の増進に資することを目的として、コンプライアンス部（2名）を設置しており、当社の各部門等に定期的な内部監査等を実施することにより、業務の適正化・リスク把握に努めております。

ロ．監査等委員会監査

監査等委員である取締役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査などを行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。

ハ．内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互提携

内部監査を実施するコンプライアンス部と監査等委員である取締役は、会合を適宜実施し、監査計画や監査実施状況及び監査結果等について報告を行い、定例会議以外でも、課題やリスク及び改善等の状況について相互に綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めております。また、コンプライアンス部及び監査等委員である取締役は、会計監査人であるひびき監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査をひびき監査法人に委嘱しております。当社は監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結し当該契約に基づき報酬を支払っております。

なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名並びに監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

イ．業務を執行した公認会計士の氏名

ひびき監査法人 業務執行社員：岡田博憲氏、林直也氏

ロ．会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

なお、当社と会計監査人である監査法人及びその業務執行社員の間には特別の利害関係はありません。

ハ．監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動している。

第16期 優成監査法人

第17期 ひびき監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の名称

・選任する監査公認会計士等の名称

ひびき監査法人

・退任する監査公認会計士等の名称

優成監査法人

異動の年月日 平成30年6月20日（第16回定時株主総会開催日）

退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成29年6月21日

退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である優成監査法人は、平成30年6月20日開催の第16回定時株主総会の時をもって任期満了により退任となります。これに伴い、新たにひびき監査法人を会計監査人として選任するものであります。

監査等委員会がひびき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に求められる監査品質、独立性、専門性、ならびに効率性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

二．監査法人の選定方針と理由

上記「八.監査法人の異動」に記載のとおりであります。

ホ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

また、監査等委員会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

(監査報酬の内容等)

(監査公認会計士等に対する報酬の内容)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
14,796 (税込)		19,440 (税込)	

(その他重要な報酬の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

該当事項はありません。

(監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由)

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬等は、職務執行の成果・実績といった貢献等に応じて決定しております。

当社の役員報酬については、株主総会の決議で、取締役（監査等委員を除く）の年間報酬総額の上限を2億円、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円としております（株主総会決議日：平成27年6月18日）

定款では、取締役の員数は10名以内（本有価証券報告書提出日現在は8名）、うち監査等委員である取締役の員数は5名以内（本有価証券報告書提出日現在は3名）と規定しております。

当社の各取締役（監査等委員を除く）の報酬については、株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長 雨坂甲が会社の業績、各取締役の職務執行の成果・実績といった貢献に応じ決定しております。監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議で決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

役員の報酬等

第17期における当社の取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	69,575	69,575		4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	7,200	7,200		1
社外役員	10,804	10,804		2

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、下記の方針に基づいております。

純投資目的 値上がり益や配当金の受取等によって、利益の確保の目的で保有

純投資目的以外の目的（政策投資） 情報収集や営業的な関係を強化する目的で保有

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

情報収集のために取得保有する考えのもと、取得・売却は取締役会の決定事項としております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	3	381

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	1		株式分割によります。

c．特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有 効果及び株式数が増加し た理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
ジェイリース(株)	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	情報収集目的で保有し ております。	無
	200	200		
(株)イントラスト	200	200	情報収集目的で保有し ております。	無
	77	170		
(株)Casa	200	100	情報収集目的で保有し ております。株式分割 により株式数が増加し ております。	無
	211	217		

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修会への参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	425,257	655,981
営業未収入金	498,412	467,379
求償債権	1,007,725	1,051,147
収納代立替金	900,659	1,629,754
前払費用	20,822	20,323
その他	12,411	12,905
貸倒引当金	386,342	428,963
流動資産合計	2,478,945	3,408,528
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,393	19,818
減価償却累計額	15,073	16,198
建物(純額)	5,320	3,620
車両運搬具	4,553	3,485
減価償却累計額	4,553	3,485
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	27,115	25,439
減価償却累計額	17,944	20,083
工具、器具及び備品(純額)	9,170	5,355
有形固定資産合計	14,490	8,975
無形固定資産		
ソフトウェア	49,172	267,000
ソフトウェア仮勘定	285,251	35,856
商標権		1,284
その他	140	140
無形固定資産合計	334,564	304,281
投資その他の資産		
投資有価証券	541	381
出資金	10	10
長期前払費用	4,167	2,325
繰延税金資産	116,090	144,375
その他	31,102	63,504
投資その他の資産合計	151,911	210,597
固定資産合計	500,967	523,855
資産合計	2,979,913	3,932,383

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 300,000	1 1,000,000
営業未払金	220,614	202,095
未払金	44,183	57,129
未払費用	30,481	27,380
未払法人税等	50,842	107,650
預り金	11,495	12,592
前受収益	173,935	176,681
賞与引当金	66,133	68,805
保証履行引当金	2 39,447	2 79,307
その他	29,707	13,896
流動負債合計	966,841	1,745,539
固定負債		
その他	13,783	14,050
固定負債合計	13,783	14,050
負債合計	980,625	1,759,590
純資産の部		
株主資本		
資本金	680,942	680,942
資本剰余金		
資本準備金	435,942	435,942
資本剰余金合計	435,942	435,942
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	875,058	1,048,172
利益剰余金合計	875,058	1,048,172
株主資本合計	1,991,944	2,165,057
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	111	0
評価・換算差額等合計	111	0
新株予約権	7,231	7,734
純資産合計	1,999,288	2,172,793
負債純資産合計	2,979,913	3,932,383

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
営業収益	2,741,968	3,182,718
営業費用	1 2,652,154	1 2,907,771
営業利益	89,814	274,946
営業外収益		
受取利息	59	7
受取配当金	1	6
受取遅延損害金	61,037	44,717
償却債権取立益	9,663	16,614
受取保険金		8,275
その他	1,052	465
営業外収益合計	71,814	70,087
営業外費用		
支払利息	723	4,988
株式交付費	54	
営業外費用合計	778	4,988
経常利益	160,850	340,045
特別利益		
固定資産売却益		2 9
特別利益合計		9
特別損失		
固定資産除却損		3 15,718
特別損失合計		15,718
税引前当期純利益	160,850	324,336
法人税、住民税及び事業税	100,207	143,506
法人税等調整額	36,215	28,236
法人税等合計	63,992	115,269
当期純利益	96,858	209,066

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	680,917	435,917	435,917	814,151	814,151	1,930,987
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	25	25	25			50
剰余金の配当				35,951	35,951	35,951
当期純利益				96,858	96,858	96,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	25	25	25	60,906	60,906	60,957
当期末残高	680,942	435,942	435,942	875,058	875,058	1,991,944

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	40	40	3,549	1,934,578
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				50
剰余金の配当				35,951
当期純利益				96,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	70	70	3,681	3,752
当期変動額合計	70	70	3,681	64,709
当期末残高	111	111	7,231	1,999,288

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	680,942	435,942	435,942	875,058	875,058	1,991,944
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						
剰余金の配当				35,953	35,953	35,953
当期純利益				209,066	209,066	209,066
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				173,113	173,113	173,113
当期末残高	680,942	435,942	435,942	1,048,172	1,048,172	2,165,057

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	111	111	7,231	1,999,288
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				
剰余金の配当				35,953
当期純利益				209,066
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	110	110	502	391
当期変動額合計	110	110	502	173,505
当期末残高	0	0	7,734	2,172,793

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	160,850	324,336
減価償却費	27,827	74,699
株式報酬費用	4,016	939
株式交付費	54	
有形固定資産売却損益 (は益)		9
投資有価証券売却及び評価損益 (は益)	63	
固定資産除却損		15,718
貸倒引当金の増減額 (は減少)	135,581	42,621
保証履行引当金の増減額 (は減少)	7,615	39,860
賞与引当金の増減額 (は減少)	11,842	2,672
受取利息及び受取配当金	61	14
支払利息	723	4,988
営業未収入金の増減額 (は増加)	96,402	31,033
求償債権の増減額 (は増加)	39,519	43,421
収納代行立替金の増減額 (は増加)	627,061	729,095
前払費用の増減額 (は増加)	2,169	590
長期前払費用の増減額 (は増加)	221	1,841
営業未払金の増減額 (は減少)	61,810	18,519
未払金の増減額 (は減少)	1,739	8,123
前受収益の増減額 (は減少)	41,422	2,745
その他の資産の増減額 (は増加)	7,667	2,201
その他の負債の増減額 (は減少)	30,894	11,133
小計	288,787	249,819
利息及び配当金の受取額	61	14
利息の支払額	791	5,069
法人税等の支払額	95,241	93,234
営業活動によるキャッシュ・フロー	384,758	348,108
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,494	300
無形固定資産の取得による支出	201,134	50,456
投資有価証券の取得による支出	227	
敷金及び保証金の差入による支出	934	34,964
有形固定資産の売却による収入		10
投資有価証券の売却による収入	310	
その他	664	375
投資活動によるキャッシュ・フロー	204,816	85,335
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (は減少)	300,000	700,000
ストックオプションの行使による収入	50	
株式交付費の支出	54	
配当金の支払額	35,588	35,832
財務活動によるキャッシュ・フロー	264,407	664,167
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	325,167	230,724
現金及び現金同等物の期首残高	750,424	425,257
現金及び現金同等物の期末残高	1 425,257	1 655,981

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	5年～18年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料に区分されております。

初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」に表示していた109,429千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」109,429千円に含めて表示しております。

(キャッシュ・フロー計算書)

当事業年度よりキャッシュ・フロー計算書の「投資活動によるキャッシュ・フロー」において、金額的重要性の観点から、「敷金及び保証金の差入による支出」を別掲し、それにあわせて前事業年度のキャッシュ・フロー計算書の当該箇所も組替えて表示しております。これにより前事業年度の「投資活動によるキャッシュ・フロー」における「その他」を「敷金及び保証金の差入による支出 934千円」及び「その他664千円」と組替えて表示しております。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業計年度 (平成31年3月31日)
当座貸越極度額の総額	1,300,000千円	2,500,000千円
借入実行残高	300,000千円	1,000,000千円
差引額	1,000,000千円	1,500,000千円

- 2 保証債務残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
債務保証額(月額) (注)1	11,469,485千円	12,829,690千円
再保証額 (注)2	756,707千円	751,982千円
保証履行引当金	39,447千円	79,307千円
差引額	12,186,746千円	13,502,365千円

(注)1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

- 2 ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証を行っております。

(損益計算書関係)

- 1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	860,699千円	1,031,387千円
貸倒引当金繰入	380,199千円	334,102千円
保証履行引当金繰入	7,615千円	39,860千円
給与手当	398,284千円	405,360千円
賞与引当金繰入	66,133千円	68,805千円
減価償却費	27,827千円	74,699千円

- 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
車両運搬具		9千円

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物		266千円
工具、器具及び備品		456千円
ソフトウェア		14,994千円
計		15,718千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,975,700株	900株		17,976,600株

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 900株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						287
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						6,944
合計						7,231

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	35,951	2.00	平成29年3月31日	平成29年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,953	2.00	平成30年3月31日	平成30年6月21日

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,976,600株			17,976,600株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
第6回ストック・オプションとしての新株予約権						7,734
合計						7,734

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	35,953	2.00	平成30年3月31日	平成30年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,953	2.00	平成31年3月31日	令和元年6月20日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金	425,257千円	655,981千円
現金及び現金同等物	425,257千円	655,981千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務の保証事業を行っております。この事業を行うため、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達（銀行借入）しております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として現金及び預金、賃借人から保証料として受領した当社加盟店に対する営業未収入金及び保証債務の履行請求により取得する求償債権であります。

営業未収入金及び求償債権は、賃借人の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

営業未払金は、当社加盟店に対する集金代行手数料による債務であり、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金の確保を目的としたものであります。借入金は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、家賃債務保証事業につき、営業管理規程及び回収関連規程に従い、保証に関する体制を整備しております。審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、カスタマーセンターにおいて、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の抑制、求償債権の早期回収及び回収金額の増大を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の抑制につきましては、提携クレジットカード事業者と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、賃借人の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の早期回収・金額増加に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた早期催告を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い現金預金等の運用資産並びに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は家賃保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しにより、資産の保全、損失の極小化に努めております。

流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告等に基づき経理課が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	425,257	425,257	
(2) 営業未収入金	498,412	498,412	
(3) 収納代行立替金	900,659	900,659	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	541	541	
(5) 求償債権	1,007,725		
貸倒引当金()	386,342		
	621,383	621,383	
資産計	2,446,253	2,446,253	
(1) 営業未払金	220,614	220,614	
(2) 短期借入金	300,000	300,000	
負債計	520,614	520,614	

() 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(平成31年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	655,981	655,981	
(2) 営業未収入金	467,379	467,379	
(3) 収納代行立替金	1,629,754	1,629,754	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	381	381	
(5) 求償債権	1,051,147		
貸倒引当金()	428,963		
	622,183	622,183	
資産計	3,375,680	3,375,680	
(1) 営業未払金	202,095	202,095	
(2) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	
負債計	1,202,095	1,202,095	

() 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 営業未払金及び(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	425,257			
営業未収入金	498,412			
収納代行立替金	900,659			
求償債権()				
合計	1,824,329			

() 償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	655,981			
営業未収入金	467,379			
収納代行立替金	1,629,754			
求償債権()				
合計	2,753,115			

() 償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注) 3 借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	300,000			
合計	300,000			

当事業年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	1,000,000			
合計	1,000,000			

(注) 4 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	324	153	171
債券			
小計	324	153	171
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	217	227	9
債券			
その他			
小計	217	227	9
合計	541	380	161

当事業年度(平成31年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	92	70	22
債券			
小計	92	70	22
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	289	309	20
債券			
その他			
小計	289	309	20
合計	381	380	1

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	247	63	
債券			
その他			
合計	247	63	

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項なし。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりましたが、平成27年3月より退職一時金制度から確定拠出制度へ移行しております。

2. その他退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行したことによる当事業年度の損益へ与える影響はありません。また、確定拠出年金制度への資産移換額は2,424千円であり、残り3年間で移換する予定であります。なお、当事業年度末時点の未移換額295千円は流動負債の「未払金」に、590千円は固定負債の「その他」に計上しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度5,807千円、当事業年度6,080千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
営業費用の株式報酬費用	4,016千円	939千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
営業外収益のその他	335千円	149千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

当事業年度(平成31年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年4月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行い、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

種類	第6回新株予約権
決議年月日	平成28年8月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員64名
株式の種類及び付与数	普通株式 52,800株
付与日	平成28年8月29日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成30年8月10日～平成38年8月9日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成31年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年4月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行い、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

種類	第6回新株予約権
決議年月日	平成28年8月9日
権利確定前(株)	
前事業年度末	50,100
付与	
失効	3,600
権利確定	
未確定残	46,500
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

種類	第6回新株予約権
決議年月日	平成28年8月9日
権利行使価格(円)	466
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	166.33

4. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

千円

当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	平成28年 有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社従業員46名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 74,700株
付与日	平成28年8月29日
権利確定条件	平成31年3月期の新株予約権の行使の条件を満たさなかったことから、提出日現在において失効しております。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成29年7月1日～平成33年8月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年4月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行い、平成28年12月1日に普通株式1株を普通株式3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度(平成31年3月期)において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	平成28年 有償新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	34,500
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	34,500
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

権利行使価格(円)	466
行使時平均株価(円)	

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産(固定)		
繰延税金資産		
前受保証料否認	53,266千円	54,108千円
保証履行引当金繰入超過額	12,080 "	24,287 "
貸倒引当金損金算入限度超過額	17,584 "	27,487 "
賞与引当金繰入超過額	22,980 "	23,937 "
未払事業税	3,355 "	7,019 "
長期前受保証料否認	2,296 "	2,468 "
減価償却の償却超過額	2,010 "	1,952 "
その他	4,218 "	4,766 "
繰延税金資産(固定)小計	117,793千円	146,029千円
評価性引当額	1,653 "	1,653 "
繰延税金資産(固定)合計	116,139千円	144,375千円
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	49千円	0千円
繰延税金負債(固定)合計	49千円	0千円
繰延税金資産(固定)の純額	116,090千円	144,375千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.9%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	1.8%
株式報酬費用	0.8%	0.1%
住民税均等割等	7.0%	3.1%
税額控除	4.5%	%
評価性引当金額の増減	1.0%	%
その他	1.0%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.8%	35.5%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)及び当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

当社の事業セグメントは、家賃債務保証事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	578,718	家賃債務保証事業

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	585,884	家賃債務保証事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	雨坂 甲			当社 代表取締役	(被所有) 直接11.10		ストック・ オプション の権利行使	50 (900株)		

(注) 平成19年8月10日開催の臨時株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	アイフル(株)	京都市 下京区	143,454,826	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接35.65 間接2.10	諸経費の支払 (注)1 役員の兼任	業務の委託	3,906	未払金	253

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社 の子会社	ライフカード (株)	横浜市 青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	578,718		
						債務の保証	包括債務保証 契約 (注)2	756,707		
							包括債務保証 契約 (注)2	393,985		
						立替家賃の回収 委託	立替家賃の 回収	1,172,472	収納代行 立替金	83,478
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証及び代位弁済を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	アイフル(株)	京都市 下京区	143,454,826	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接35.65 間接2.10	諸経費の支払 (注)1 役員の兼任	業務の委託	1,061	未払金	328

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	ライフカード(株)	横浜市 青葉区	100,000	信販事業 信用保証事業		業務提携契約	業務の提携 (注)1	585,884		
						債務の保証	包括債務保証契約 (注)2	759,987		
							包括債務保証契約 (注)2	349,221		
						立替家賃の回収委託	立替家賃の回収	924,458	収納代行 立替金	66,682
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針

(注)1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社による債務保証(賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの)について再保証及び代位弁済を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	110.81円	120.44円
1株当たり当期純利益金額	5.39円	11.63円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	5.39円	円

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	96,858	209,066
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	96,858	209,066
普通株式の期中平均株式数(株)	17,976,585	17,976,600
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	16	
(うち新株予約権)(株)	16	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権 新株予約権の数 115個 第6回新株予約権 新株予約権の数 167個	第5回新株予約権 新株予約権の数 112個 第6回新株予約権 新株予約権の数 155個

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	20,393		573	19,818	16,198	1,433	3,620
車両運搬具	4,553		1,067	3,485	3,485		0
工具、器具及び備品	27,115	300	1,976	25,439	20,083	3,658	5,355
有形固定資産計	52,063	300	3,619	48,743	39,767	5,091	8,975
無形固定資産							
ソフトウェア	79,263	300,463	34,416	345,311	78,310	67,640	267,000
ソフトウェア仮勘定	285,251	60,264	309,659	35,856			35,856
商標権		1,401		1,401	116	116	1,284
その他	140			140			140
無形固定資産計	364,655	362,129	344,076	382,709	78,427	67,757	304,281
長期前払費用	8,151	324		8,475	6,149	2,165	2,325

(注) 1. ソフトウェアの当期増加額は、主にシステム機能追加に伴うものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	1,000,000	1.2	
合計	300,000	1,000,000		

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	386,342	428,963	291,481	94,861	428,963
賞与引当金	66,133	68,805	66,133		68,805
保証履行引当金	39,447	79,307		39,447	79,307

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、求償債権の貸倒実績率による洗替額であります。
2. 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	406
預金	
当座預金	604
普通預金	654,653
別段預金	316
計	655,574
合計	655,981

営業未収入金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社センデン	25,919
株式会社京都ライフ	20,417
株式会社ケイアイコミュニティ	18,630
株式会社アップル	15,773
株式会社三光不動産	14,253
その他	372,384
合計	467,379

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) (C) × 100 (A) + (B)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
498,412	2,358,516	2,389,549	467,379	83.64%	74.73日

(注) 非課税につき消費税等は含まれておりません。

求償債権

保証債務の履行により生ずる求償債権は1,051,147千円であります。

収納代行立替金

立替家賃の回収委託により生ずる収納代行立替金は1,629,754千円であります。

営業未払金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社センデン	15,036
株式会社京都ライフ	13,220
株式会社ケイアイコミュニティ	10,165
株式会社三光不動産	6,055
株式会社パワー・ステーション	5,665
その他	151,951
合計	202,095

前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、1年以内に営業収益へ計上される見込みのものは176,681千円であります。

短期借入金

区分	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	650,000
株式会社第四銀行	150,000
三井住友信託銀行株式会社	100,000
株式会社あおぞら銀行	100,000
合計	1,000,000

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
営業収益 (千円)	919,276	1,578,295	2,252,040	3,182,718
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	98,227	120,884	191,405	324,336
四半期(当期)純利益金額 (千円)	63,484	74,907	115,291	209,066
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	3.53	4.17	6.41	11.63

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.53	0.64	2.25	5.22

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.anshin-gs.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)1 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第16期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月21日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成30年6月21日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第17期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)平成30年8月10日関東財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年11月12日関東財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)平成31年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ
く臨時報告書

平成30年6月27日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和元年 6月19日

あんしん保証株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岡田博憲

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林直也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あんしん保証株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成30年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成30年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、あんしん保証株式会社の平成31年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、あんしん保証株式会社が平成31年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。